

介護老人保健施設 桑の実 重要事項説明書
(2024年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・事業所名称 介護老人保健施設 桑の実
- ・開設年月日 1999年11月1日
- ・所在地 〒546-0041 大阪市東住吉区桑津4丁目4番5号
- ・電話番号 06-6710-7555 ・ファックス番号 06-6710-7558
- ・介護保険指定事業所番号 介護老人保健施設 (2750880029号)

- ・事業者名称 医療法人 淀井病院
- ・代表者氏名 理事長 淀井省三
- ・法人所在地 〒546-0041 大阪市東住吉区桑津2丁目8番8号
- ・電話番号 06-6719-0771 ・ファックス番号 06-6719-5758

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設桑の実の運営方針]

- ・「この事業所が実施する事業は、要介護状態等となった利用者が心身の状況・病歴等をふまえ、1日でも早く家庭復帰できるよう、医療・看護・介護・理学療法等を通じ利用者の心身の回復を図るものいたします」

(3) 施設の職員体制

	体制	業務内容
・医師	1名（常勤）	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
・看護職員	10名以上	医師の指示に基づき利用者の健康管理、保健衛生及び医療看護、介護等についてのすべての業務にあたり、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う
・薬剤師	0.3名以上	医師の処方に基づき利用者の薬の管理を行う
・介護職員	24名以上	利用者の施設サービス計画に基づく介護を行うと共に理学療法士、作業療法士の補佐にあたる
・支援相談員	1名以上	利用者及び身元引受人等からの相談に適切に応じるとともに、地域包括支援センター及び市町村との連携を図るほか、利用者の生活内容の充実を計るための企画と実施並びに記録等の業務にあたる
・理学療法士 又は作業療法士	1名以上	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションを指導・訓練・記録等の業務にあたる
・管理栄養士 又は栄養士	1名以上	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う

・介護支援専門員	1名以上	利用者の施設サービス計画の作成を行い、その有する能力、環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、要介護認定調査を行う
----------	------	--

(4) 入所定員等

- ・定員 100名
- ・療養室 個室 4室、 2人室 4室、 4人室 22室

(5) 通所定員 34名

(6) 通常の事業の実施地域 通常の送迎の実施地域は大阪市の区域

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 訪問リハビリテーション計画の立案
- ⑤ 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ⑥ 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ⑦ 介護予防訪問リハビリテーション計画の立案
- ⑧ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時 昼食 12時
おやつ 3時 夕食 6時
- ⑨ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑩ 医学的管理・看護
- ⑪ 介護と生活援助のための日常生活動作訓練
- ⑫ リハビリテーション実施計画に基づくリハビリテーション
- ⑬ 相談援助サービス
- ⑭ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑮ 経口移行計画を作成し、経管栄養から経口栄養を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理
- ⑯ 経口維持計画を作成し、経口維持を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理
- ⑰ 利用者の身元引受等に対し、家庭復帰後の介護方法等適切な指導
- ⑱ 教養娯楽のための催し、理美容サービス
- ⑲ 退所前後に自宅を訪問し、在宅復帰が円滑に進められるよう指導
- ⑳ 退所後の医療機関の医師に対する情報提供及び居宅介護支援事業所との在宅サービス提供の連携
- ㉑ 行政手続代行
- ㉒ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

医療法人 淀井病院

大阪市東住吉区桑津 2-8-8 電話 06-6719-0771

(内科・外科・整形外科・心療内科・神経内科・リハビリテーション科・人工腎センター)

・協力歯科医療機関

犬伏歯科医院（電話 06-6714-2066）

矢田歯科医院（電話 06-6704-0155）

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。食費は利用料として規定されるものでありますが、同時に、施設は規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。
- ・ 利用者は互いに助け合って明るく楽しい、秩序ある療養生活を通じて自己を高め障害等の回復に努めなければなりません。
- ・ 明るく楽しい療養生活を過ごすために、他の利用者に迷惑をかけないように努めなければなりません。
- ・ 療養生活を快適にするために、身の回りの美化に努めなければなりません。
- ・ 面会人は、必ず面会簿に記入して、談話室で面会していただきます。
- ・ 施設敷地内は禁煙とします。
- ・ 住所、身元引受人等変更が生じたときは、すみやかに施設に届けてください。
- ・ 施設内の備品等を無断で持ち出してはいけません。
- ・ 備品等を故意又は過失によって破損した場合は、実費を弁償して頂くことがあります。
- ・ 多額の現金、貴重品は持参しないでください。
(盗難や紛失の際、当施設では一切責任を負いかねます。)

5. 非常災害対策

非常災害に備えて、消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備を設け、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。又、その訓練の内1回は、夜間を想定した訓練を行うものとします。又、研修等を通じて、従業者の意識や知識、技術の向上に努めます。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情等は、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

9. 訪問リハビリテーションの場合

*事業所 営業日 : 月曜日から土曜日(12月31日から1月3日を除く)
営業時間 : 午前8時30分から午後5時まで

*事業の実施地域 : 東住吉区・阿倍野区・生野区・平野区

*事業所の職員体制

	体制	業務内容
・医師	1名(常勤)	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
・理学療法士 又は作業療法士	0.5名以上	医師の指示でリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションを指導・訓練・記録等の業務にあたる

*利用者の状態が急変した場合は、かかりつけの医師にご連絡する場合があります。